

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

改定点（4点）

1. 声出し応援と来場制限に関する見直し（1月27日付政府方針を適用。声出し応援に関するガイドラインは1月30日付で運用を廃止し、関連する対応はガイドライン本編に反映）
2. 競技に関するプロトコル（2023シーズン版として改定）
3. 来場条件の一部改定（濃厚接触者に関する表記の追加、マスク着用に関する指針の見直し）
4. 参考情報の補足

赤字が改定点

1、声出し応援と来場制限に関する見直し

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
(1)	<p>2. 対策の目安、感染の予防（全対象者共通）</p> <p>3. 集団防衛（3つの密の回避）の考え方</p> <p>(3) 密接の回避</p> <p>① 対人対応、接客、演出等で人ととの接触を伴う可能性がある場合は、前後で手指衛生（手洗いもしくは手指消毒）を行う</p> <p>② 飛沫拡散リスクの回避</p> <p>(ア) Jリーグではサッカーのプレー中を除き、会話が発生する場面では、マスク着用または2m以上を目安に距離を空けることを求める</p> <p>(イ) 試合観戦時の声出し応援について</p> <p>政府事務連絡に基づき当面以下の対応を継続する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大声あり」の定義を観客等が①通常よりも大きな 	<p>2. 対策の目安、感染の予防（全対象者共通）</p> <p>3. 集団防衛（3つの密の回避）の考え方</p> <p>(3) 密接の回避</p> <p>① 対人対応、接客、演出等で人ととの接触を伴う可能性がある場合は、前後で手指衛生（手洗いもしくは手指消毒）を行う</p> <p>② 飛沫拡散リスクの回避</p> <p>Jリーグではサッカーのプレー中の選手を除き、会話・歓声・声出し応援を含めて発声する場面では、発声する者のマスク着用（不織布マスクを推奨）または発声中2m以上を目安に距離を空けることを求める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 飛沫拡散リスクの回避に関するリーグの推奨指針を「発声時はマスク着用もしくは2m以上空ける」方針に一本化

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	<p>声量で②反復・継続的に声を発することとし (※)、大声を伴う場面では 別紙「声出し応援ガイドライン」に沿った対策（声出し応援エリアの設置、不織布マスクの着用、座席間隔の確保等）を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> 「声出し応援ガイドライン」に定める対策を講じていないエリアでは、声出し応援は原則禁止とする (ただし、2023年1月目途に、観戦エリアでの応援行為に関し、さらに見直しを行う可能性がある) <p>※「大声あり」の定義 内閣官房コロナ室事務連絡 P16 「1. イベント参加者の感染対策」 https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20221125.pdf</p>		
	<p>4. 大会運営に関するプロトコル</p> <p>XVI.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針（令和4年11月25日付事務連絡） 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に 係る留意事項等について https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20221125.pdf</p>	<p>4. 大会運営に関するプロトコル</p> <p>XVII.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針（<u>令和5年1月27日付事務連絡、Jリーグは即日適用</u>） 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等 に係る留意事項等について https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230127.pdf?20230127</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関連する「声出し応援ガイドライン（第4版）」の運用を廃止し ガイドライン本編に一本化

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント																																																																																																
	<p>感染状況に応じたイベント開催制限等について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">別紙1</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>その他 (安全計画を策定しないイベント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下記以外の区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>収容定員まで(注3)</td> <td>5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%(注4)(注5)</td> <td>大声なし: 100% 大声あり: 50%(注5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重点措置区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>収容定員まで(注3)</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%(注4)</td> <td>大声なし: 100% 大声あり: 50%</td> </tr> <tr> <td>時短</td> <td>原則要請なし(注6)</td> <td>原則要請なし(注6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急事態措置区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注7)</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%(注4)</td> <td>大声なし: 100% 大声あり: 50%</td> </tr> <tr> <td>※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能</td> <td>(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)</td> <td>(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)</td> </tr> <tr> <td></td><td>(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)</td><td>(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする</td> </tr> <tr> <td></td><td>(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能</td><td>(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提</td> </tr> <tr> <td></td><td>(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提</td><td>(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能</td> </tr> <tr> <td></td><td>(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)</td><td>(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td> </tr> <tr> <td></td><td>(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td><td>(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去の事務連絡は こちら</p> <p>声出し応援ガイドライン（第4版）2022年12月27日更新</p>	別紙1					その他 (安全計画を策定しないイベント)	下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	収容率上限(注2)	100%(注4)(注5)	大声なし: 100% 大声あり: 50%(注5)	重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	時短	原則要請なし(注6)	原則要請なし(注6)	緊急事態措置区域	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注7)	5,000人	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能	(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)		(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする		(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能	(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提		(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提	(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能		(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能		(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	<p>感染状況に応じたイベント開催制限等について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">別紙1</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>その他 (安全計画を策定しないイベント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下記以外の区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>収容定員まで(注3)</td> <td>5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重点措置区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>収容定員まで(注3)</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%(注4)</td> <td>大声なし: 100% 大声あり: 50%</td> </tr> <tr> <td>時短</td> <td>原則要請なし(注5)</td> <td>原則要請なし(注5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急事態措置区域</td> <td>人数上限(注2)</td> <td>10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注6)</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>収容率上限(注2)</td> <td>100%(注4)</td> <td>大声なし: 100% 大声あり: 50%</td> </tr> <tr> <td>※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能</td> <td>(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)</td> <td>(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)</td> <td>(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能</td> <td>(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提</td> <td>(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)</td> <td>(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td> <td>(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去の事務連絡は こちら</p>	別紙1					その他 (安全計画を策定しないイベント)	下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	収容率上限(注2)	100%		重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)	緊急事態措置区域	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注6)	5,000人	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能	(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)		(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする		(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能	(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提		(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提	(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能		(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能		(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	
別紙1																																																																																																			
		その他 (安全計画を策定しないイベント)																																																																																																	
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%(注4)(注5)	大声なし: 100% 大声あり: 50%(注5)																																																																																																
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%																																																																																																
	時短	原則要請なし(注6)	原則要請なし(注6)																																																																																																
緊急事態措置区域	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注7)	5,000人																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%																																																																																																
	※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能	(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)																																																																																																
	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする																																																																																																	
	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能	(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提																																																																																																	
	(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提	(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能																																																																																																	
	(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能																																																																																																	
	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能																																																																																																	
別紙1																																																																																																			
		その他 (安全計画を策定しないイベント)																																																																																																	
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%																																																																																																	
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%																																																																																																
	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)																																																																																																
緊急事態措置区域	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可)(注6)	5,000人																																																																																																
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%																																																																																																
	※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能	(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)																																																																																																
	(注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうの限度(両方の条件を満たす必要)	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能とする																																																																																																	
	(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行ふことも可能	(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提																																																																																																	
	(注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提	(注5) 都道府県知事の判断により要請を行ふことも可能																																																																																																	
	(注5) 同一イベントにおいて、「大声なし」の立場を判断に区分して実施する場合、それぞれ50% (大声あり) - 100% (大声なし)	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能																																																																																																	
	(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能	(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないにも可能																																																																																																	
(2)	<p>16. 声出し応援席の設定</p> <p>(1) 2022年8月15日以降、クラブは主管試合において観戦席の一部もしくはすべてで声出し応援席を設けることができる。声出し応援席を設ける場合、別途定める「声出し応援ガイドライン」に準拠し実施すること</p> <p>(2) 実施の際には自治体の確認のもと行う（リーグへの事前・事後の申請は不要）</p> <p>(3) Jリーグは、政府の基本的対処方針に基づき、声出し応援席の導入や実施方法に変更の必要がある場合、速やかにクラブへ背景事情とともに通達する。クラブはリーグの通達をもって声出</p>	<p><u>2. 声出し応援席の設定</u></p> <p>(1) 2022年8月15日以降、クラブは主管試合において観戦席の一部もしくはすべてで声出し応援席を設けることができる。 <u>(以下削除)</u></p> <p>(2) 実施の際には自治体の確認のもと行う（リーグへの事前・事後の申請は不要） <u>(以下削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する「声出し応援ガイドライン（第4版）」の運用を廃止し、ガイドライン本編に一本化 																																																																																																

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	し応援席ガイドラインの見直しがなされる可能性がある点を留意の上で導入を検討する		
(3)	<p>XVII.会場運営</p> <p>来場者全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 <p>(2) マスク着用での来場を求める。ただし以下の場合はマスク不要とすることも可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼吸器の疾患やアレルギーなどがあり着用自体が困難な場合。ただし他の来場者との距離を空けるなどの次善策をとること 屋外エリアや十分な換気が行われている場所において 	<p>XVIII.会場運営</p> <p><u>1. 来場者全員に求められること</u></p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 濃厚接触者の指定などで公的機関より行動制限の要請を受けている場合 <p><u>(2) 来場時のマスク携行を求める。会話・一次的な歓声・声出し応援を含めて発声する場面では、発声する者のマスク着用（不織布マスクを推奨）、または発声中2m以上を目安に距離を空けることを求める</u></p> <p>(3) 動線上できる限り人と人が触れ合わない距離が保たれるよう工夫する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 飛沫拡散リスクの回避に関するリーグの推奨指針を「発声時はマスク着用もしくは2m以上空ける」に整理

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	<p>て、自身や周りから会話、歓声、発声がない場合 ・飲食する場合はマスクを外すが、マスクを外した状態で会話、歓声、発声はしない</p> <p>(3) 動線上できる限り人と人が触れ合わない距離が保たれるよう工夫する</p> <p>(4) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれに協力する</p>	<p>(4) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれに協力する</p>	
(4)	<p>5. ファン・サポーターに関するプロトコル</p> <p>26. 応援スタイルについて</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さんには引き続き、感染リスクがある行為をお控えいただきますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>禁止される行為</p> <p>(1) 声出し応援席以外</p> <p>① 声出し応援（通常より大声で、かつ継続・反復して声を出す行為）</p> <p>② 飛沫を飛ばす応援 例：指笛、大声でのチャント</p> <p>③ その他、主管クラブの運営管理規程における禁止行為</p>	<p>5. ファン・サポーターに関するプロトコル</p> <p>2. 応援スタイルについて</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さんには引き続き、感染リスクがある行為をお控えいただきますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>禁止される行為</p> <p>(1) <u>マスク不着用での発声行為（ただし発声中に常に2m以上の対人距離が空いている場合を除く）</u></p> <p>(2) <u>飛沫を拡散させる道具、楽器、指笛等を、マスクを着用せずに用いること</u></p> <p>(3) その他、主管クラブの運営管理規程における禁止行為</p> <p>※ 上記を含め、容認される具体的な内容は各試合の主管者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 来場条件の見直しに伴う改定

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	<p>ただし、政府方針に適応し、不織布マスクを着ける前提で、以下の例示にある通常の会話や一時的な発声は容認します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣同士で聞こえるくらいの音量での会話 ・一瞬つい出てしまう歓声（ゴール後のイエーイ！などの瞬間的なもの） <p>※ 上記の例示を含め、容認される具体的な内容は各試合の主管者（ホームクラブ）が判断のうえ会場により異なる場合があります。事前および場内での案内をご確認ください</p> <p>※ 上記を行う場合も、周りのお客様の迷惑になるような大声や継続した発声は禁止となります。配慮の上で行っていただきますようお願いします</p> <p>※ 周りのお客様への配慮を著しく欠くと運営側が判断した場合は注意や退場をご案内させていただく場合があります</p> <p>(2)声出し応援席</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不織布マスク不着用での声出し応援 ② 座席の移動（スタンド前方へ移動し選手に声をかける、間隔を空けず前後左右の他者に近づく、間隔を開けず隣に座る 等） ③ 飛沫を拡散させるリスクのある応援（指笛、トランペ 	<p>(ホームクラブ)が判断のうえ会場により異なる場合があります。事前および場内での案内をご確認ください</p> <p>※ 周りのお客様への配慮を著しく欠くと運営側が判断した場合は注意や退場をご案内させていただく場合があります</p>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	ットなど不織布マスクの着用ができない道具や楽器等の使用など) ④ その他、主管クラブの運営管理規程における禁止行為		

【関連ガイドライン】声出し応援ガイドラインの取り扱い

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
(5)	声出し応援ガイドライン（第4版）2022年12月27日更新	<u>2023年1月30日付で運用を廃止</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 繼続される対応（発声時のマスク着用等）はガイドライン本編に反映 ● ガイドラインに定めのない内容は原則として通常どおりの運営に戻す

2、競技に関するプロトコル

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
(6)	試合当日の対応が記載されている「旧 プロトコル7：チーム、審判員、及び競技」は、一部、競技運営に関する方針が決定次第、2023年1月に改定予定	3.クラブ・選手・チームスタッフに関するプロトコル 1. スタジアムへの到着 <ol style="list-style-type: none"> (1) バス利用に際して、以下の点に留意する <ul style="list-style-type: none"> ● <u>乗車時はマスクを着用することが望ましい</u> ● 車内の換気に留意する。1時間に3回程度の換気が推奨される 2. チーム及び審判員全員に求められること	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023シーズンの競技に関するリーグ方針が決定したことに伴いガイドラインを改定 ● 感染拡大リスクが高い場面に限定し再構成 ● <u>赤字</u>が2022シーズンガイドライン同項目か

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
		<p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • <u>濃厚接触者の指定等で</u>公的機関より行動制限の要請を受けている場合 <p>(2) <u>更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所や、ベンチで近距離かつ長時間（15分以上を目安）会話をする場合はマスクを着用することが望ましい</u></p> <p>3. 更衣室（チーム及び審判）</p> <p>(1) 更衣室内は、換気をよくする</p> <p>(2) 会話する場合、話し手はマスクを着用する（ただし試合前後の出場選手<u>や</u>審判員はこの限りではない）</p> <p>(3) 人の集まる空間でのマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する</p> <p>(4) タオル、飲水ボトル等を共用しない</p> <p>(5) <u>温水浴・アイスバスなどの浴槽やサウナを利用する場合は会話を控え、適切に換気する</u></p>	らの変更

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
		<p>参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2022年12月2日改定）</p> <p>4. 選手の治療、マッサージ</p> <p>(1) トレーナーはマスク・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応する</p> <p>(2) 環境（使用する器具等）を<u>適宜消毒</u>する</p> <p>5. 試合前のマッチコーディネーションミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>使用する諸室は換気を行い、参加者はマスクを着用する</u> <p>6. 試合開始前のウォームアップ</p> <p>(1) 室内練習場の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 換気に留意する <p>(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原則マスクを着用するか、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する • 器具は<u>適度に消毒する</u> • マスクを外す場合は 2m 以上の身体的距離をとるか、会話をしない <p>参考 『2022年12月改定』（一社）日本フィットネス</p>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
		<p>産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン』 https://fia.or.jp/stop_covid19/</p> <p>(3) ピッチ上でのウォームアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 審判員はマスクをしなくてよい <p>9. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>集合写真は通常通りの運用とする</u> <u>セレモニー実施の場合、大会運営者は「22.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安」を参考に実施することが望ましい</u> <p>10. チームベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>近距離かつ長時間（15分以上を目安）会話をする場合はマスク着用を推奨する。</u> <p>11. 試合終了時のセレモニー</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>セレモニー実施の場合、大会運営者は「22.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安」を参考に実施することが望ましい</u> <p>12. ドーピングコントロール</p> <p><u>公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より</u></p>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
		<u>留意事項のある場合は準じる</u>	

3、来場条件の一部改定（濃厚接触者に関する表記の追加、マスク着用に関する指針の見直し）

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
(7)	<p>4.大会運営に関するプロトコル</p> <p><u>XIX.会場運営</u></p> <p>16. 来場者全員に求められること</p> <p>無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <p>(1) 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）</p> <p>(2) 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）</p> <p>(3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</p> <p>(4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合</p>	<p>4.大会運営に関するプロトコル</p> <p><u>XVIII.会場運営</u></p> <p><u>1. 来場者全員に求められること</u></p> <p>無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <p>(1) 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）</p> <p>(2) 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）</p> <p>(3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</p> <p>(4) <u>濃厚接触者の指定などで</u>公的機関より行動制限の要請を受けている場合</p>	● 一部見直し
(8)	<p>5.ファン・サポーターに関するプロトコル</p> <p>25.来場者への事前案内</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください</p> <p>① 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉</p>	<p>5.ファン・サポーターに関するプロトコル</p> <p><u>1.来場者への事前案内</u></p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください</p> <p>① 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉</p>	● 一部見直し

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	<p>の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)</p> <p>② 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）</p> <p>③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</p> <p>④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合</p> <p>(2) 入場ゲートで体温測定は行いませんが、37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください</p> <p>(3) スタジアム来場時には引き続き、マスクを着用してください。不織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。マスクを外す場合、会話、歓声、発声を控え、咳工チケットに配慮します。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用してください。</p> <p>(4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください</p>	<p>喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)</p> <p>② 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）</p> <p>③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</p> <p>④ <u>濃厚接触者の指定などで</u>公的機関より行動制限の要請を受けている場合</p> <p>(2) 入場ゲートで体温測定は行いませんが、37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください</p> <p>(3) <u>スタジアム来場時にはマスクの携行にご協力ください。</u>不織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。</p> <p>(4) <u>スタジアムの敷地内で発声（会話・声出し応援・一次的な歓声・他飛沫の飛ぶ行為を含む）をされる場合は、必ずマスクを着用してください。</u>ただし、発声時に常に2m以上の対人距離の確保ができる場合は除きます</p> <p>(5) <u>マスクを着用する際は、確実に鼻と口を覆うよう正しくご着用ください</u></p> <p>(6) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください</p>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2023年1月30日付】

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
	<p>(5) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください</p> <p>(6) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合があります。主管クラブの案内に従つた対応へのご協力をお願いします</p>	<p>(7) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください</p> <p>(8) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合があります。主管クラブの案内に従つた対応へのご協力をお願いします</p>	

4、参考情報の補足

No	現行版	1/30 改定	改定ポイント
(9)	<p>2.対策の目安、感染の予防（全対象者共通）</p> <p>(1) 密閉の回避 屋内では以下のいずれかの対策を実施する、もしくは対策を実施している場所を選ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調設備の使用による強制的な機械換気 窓もしくはドアの定期的な開放（目安：30分に一回以上、数分間程度、窓を全開） 常時換気扇の使用 いずれもできない場合は、マスク着用のもとごく短時間での利用や場所の移動を検討 <p>参考（厚労省）2022/6/30 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法</p>	<p>2.対策の目安、感染の予防（全対象者共通）</p> <p>(1) 密閉の回避 屋内では以下のいずれかの対策を実施する、もしくは対策を実施している場所を選ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調設備の使用による強制的な機械換気 窓もしくはドアの定期的な開放（目安：30分に一回以上、数分間程度、窓を全開） 常時換気扇の使用 湿度は50%以上（少なくとも40%以上）に保つことが推奨される いずれもできない場合は、マスク着用のもとごく短時間での利用や場所の移動を検討 <p>参考（厚労省）2022/6/30 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 感染症専門家による助言に基づき参考情報補記